

名護市宿泊税導入に係る宿泊事業者を対象とした説明会資料

令和8年1月19日（月）

名護市地域経済部観光課

目次

1. 名護市宿泊税導入に係る検討経緯（3ページ）
2. 宿泊税とは（4ページ～5ページ）
3. 沖縄県宿泊税導入に係る進捗状況（6ページ）
4. 名護市宿泊税導入の背景と必要性（7ページ～10ページ）
5. 名護市宿泊税制度設計（11ページ）
6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）（12ページ～20ページ）
7. 宿泊事業者様に行っていただくこと（案）（21ページ～22ページ）
8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）（23ページ～29ページ）

【参考資料】

1. 沖縄県と市町村の宿泊税配分割合（30ページ）
2. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）（31ページ～33ページ）

1. 名護市宿泊税導入に係る検討経緯

名護市は、令和7年度、庁内関係部課等で構成する委員会や外部有識者で構成する懇話会の開催、パブリックコメントの実施を経て、宿泊税の必要性、制度設計、使途などについてご意見をいただき検討してまいりました。

開催日	名称	内容
令和7年8月28日	名護市宿泊税導入検討庁内委員会（第1回）	<ul style="list-style-type: none">・自主財源導入の可否・名護市宿泊税の制度設計（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）
令和7年10月1日	名護市宿泊税導入検討懇話会（第1回）	<ul style="list-style-type: none">・自主財源導入の可否・名護市宿泊税の制度設計（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）
令和7年10月8日	名護市宿泊税導入検討庁内委員会（第2回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税使途の方向性（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）
令和7年10月27日	名護市宿泊税導入検討懇話会（第2回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税使途の方向性（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）・名護市宿泊税条例（案）
令和7年11月13日	名護市宿泊税導入検討庁内委員会（第3回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（案）・名護市宿泊税制度設計（修正案）・名護市宿泊税導入に係るパブリックコメント（案）
令和7年11月17日	名護市宿泊税導入検討懇話会（第3回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（修正案）・名護市宿泊税制度設計（修正案）・名護市宿泊税導入に係るパブリックコメント（案）
令和7年12月2日～ 令和8年1月5日	名護市宿泊税導入に係るパブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税の制度設計（案）・名護市宿泊税使途の方向性（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）等

2. 宿泊税とは

宿泊税は地方税法第5条第7項により、市町村が導入することができる目的税となります。

(市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。法定外税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。その際、納税者の受益と負担の関係等に留意し検討する必要がある。

2 法定外税普通税

法定外税のうち、その税収を特定の目的に使用するものではなく、一般の財政需要に充てるために課される税をいう。受益と負担にかかわらず広く一般的な財源として活用できる税であるため、導入にあたっては慎重な判断と、県民に対するより丁寧な説明が求められる。

- (例) ・ 石油価格調整税（沖縄県） ・ 宮島訪問税（広島県廿日市市）
・ 核燃料税（福井県、愛媛県、佐賀県など）

3 法定外税目的税

→ 観光目的税は法定外目的税での導入を検討

法定外税のうち、特定の事業の目的のために、その事業の実施により特に利益を受ける者に対して、当該費用に充てるために課される税をいう。目的税であるため、納税者にとって受益と負担の関係が明確となる。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により創設された。

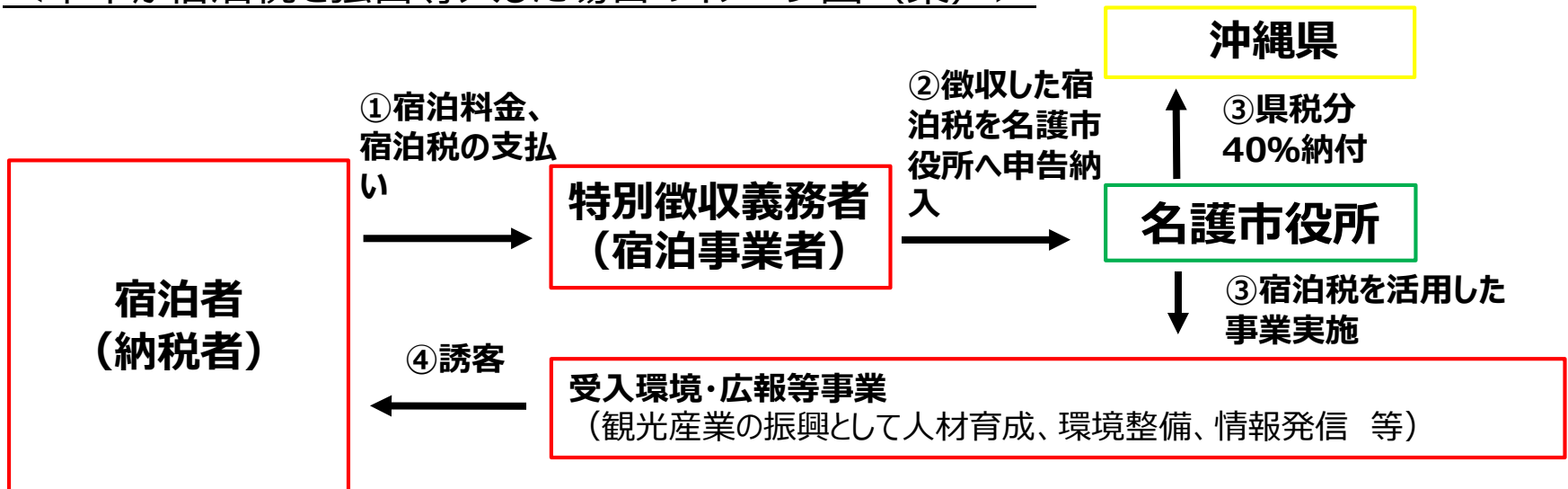
- (例) ・ 宿泊税（東京都、大阪府、京都市など） ・ 産業廃棄物税（沖縄県、福岡県など）
・ 環境協力税（伊是名村、伊平屋村など）

2. 宿泊税とは

宿泊税は、特別徴収義務者※1（該当する宿泊事業者）が宿泊客から、宿泊料金に応じて税を徴収した後、自治体に申告納入します。徴収した税は、観光産業の発展に関する事業に充当することとなります。

- ※1：① 旅館業法に定める旅館業を営む施設
（旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業）
② 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設
（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業）
③ ①及び②に関わらず、市長は必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

<本市が宿泊税を独自導入した場合のイメージ図（案）>



3. 沖縄県宿泊税導入に係る進捗状況

沖縄県の宿泊税導入に係る進捗状況を以下に示しております。

時	内容
令和6年11月27日	・沖縄県は、令和6年度内で計3回の観光目的税の導入施行に関する検討委員会を開催し、本委員会より、沖縄県文化観光スポーツ部長宛てに、観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示がなされた。
令和7年7月18日	・沖縄県池田副知事が総務大臣に制度設計案を説明（事前協議）
令和7年9月18日	・沖縄県議会9月定例会にて沖縄県宿泊税条例が可決
令和7年9月22日	・総務大臣へ宿泊税（法定外目的税）新設に係る協議書の提出（本協議）
令和8年度中（予定）	・沖縄県宿泊税導入

※順次、県内宿泊事業者様への説明会が予定されている。

4. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

名護市観光課にて、令和7年3月、観光産業の回復・発展を目的として、「第3次名護市観光振興基本計画」を策定いたしました。本計画に定めている基本理念の基、「満足度の高い観光」、「観光による地域経済の活性化」、「将来を担う観光人材の増加」を実現するため、各基本方針に基づき各施策を実施していくこととしております。

また、「ジャングリア沖縄」の開業や（公財）名護市観光協会、市内観光事業者等による、継続的な観光振興による取り組みの影響もあり、益々本市の観光産業が注目され、観光客が増加すると見込んでおります。観光客数の増加に伴い、交通渋滞、人材不足など市民生活への懸念や観光客の受入体制が十分ではなく、機会損失をまねくことが考えられます。

このような諸課題に対応し、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市として発展していくためには、安定的、継続的な財源の確保が必要であると考えております。

<参考資料>

- ・令和4年→令和5年（278,435人増）
- ・令和5年→令和6年（201,546人増）

令和6年名護市年間観光客入込数過去10年の入込客数推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
観光施設入込客数	4,432,579	4,362,581	4,996,774	5,126,833	4,935,538	2,347,448	1,653,392	2,169,263	3,141,894	3,996,363
宿泊施設入込客数	1,249,720	1,270,650	1,316,043	1,333,137	1,281,083	583,478	440,926	537,058	815,493	1,017,039
イベント集客数	265,272	326,535	241,461	201,380	246,373	162,415	351	30,773	269,844	291,434
外国人入込客数(名護市)		825,408	936,142	1,287,615	1,524,256	62,271	20,316	28,562	291,571	395,526
合計(名護市)	5,947,571	5,959,766	6,554,278	6,661,350	6,462,994	3,093,341	2,094,669	2,737,094	4,227,231	5,304,836
沖縄県入込(参考)	7,763,000	8,613,100	9,396,200	9,847,700	10,163,900	3,736,600	3,016,700	5,697,800	8,235,100	9,668,800

- ・令和4年→令和5年（1,490,137人増）
- ・令和5年→令和6年（1,077,605人増）

4. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

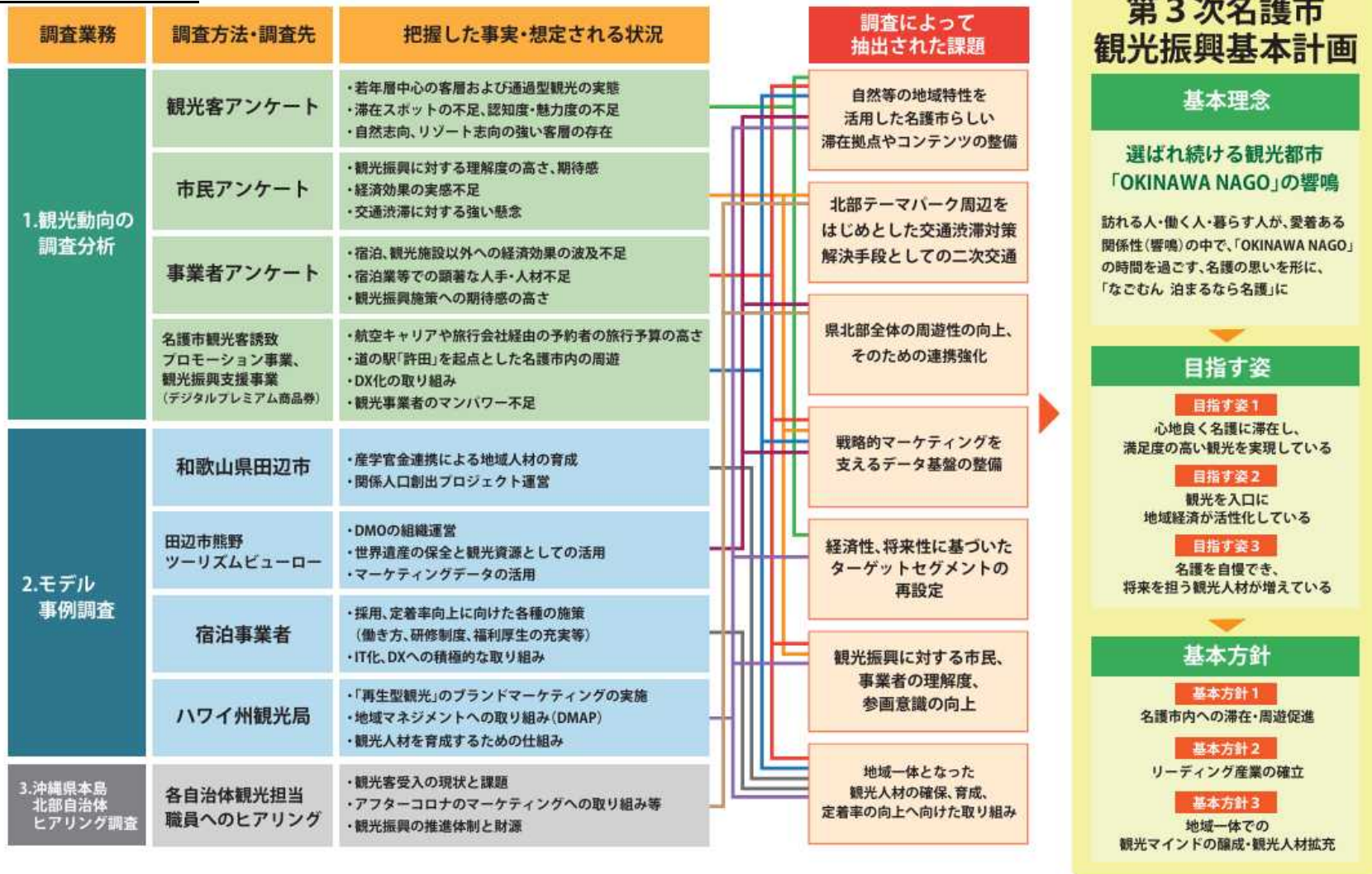
名護市の宿泊税導入の必要性を以下のとおり示しております。

1. 課題 ※令和5年度調査	<ul style="list-style-type: none">・自然等の地域特性を活用した名護市らしい滞在拠点やコンテンツの整備・北部テーマパーク周辺をはじめとした交通渋滞対策解決手段としての二次交通・県北部全体の周遊性の向上、そのための連携強化・戦略的マーケティングを支えるデータ基盤の整備・経済性、将来性に基づいたターゲットセグメントの再設定・観光振興に対する住民、事業者の理解度、参画意識の向上・地域一体となった観光人材の確保、育成、定着率の向上へ向けた取り組み
2. 課題解決のための取り組み (案)	<ul style="list-style-type: none">・観光誘客に向けた情報発信の充実・観光誘客に向けた受入体制の充実・観光事業者に対する支援・観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり・観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実・地域住民に対する観光振興への理解促進・観光人材の確保・育成・定着に向けた産官学連携
3. 取り組みの成果 (KPI)	<ul style="list-style-type: none">・平均消費額増加、入込客数増加 (宿泊施設、観光施設、イベント)、平均立寄箇所数増加、平均泊数増加、経済効果の実感値向上 (観光事業者)、市内観光事業者 (従業員) の満足度向上、経済効果の実感値向上 (市民)
4. 達成しうる目標	<p>(第3次名護市観光振興基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none">・「満足度の高い観光の実現」、「地域経済の活性化」、「将来を担う観光人材の増加」 <p>(次期総合計画・戦略)</p> <ul style="list-style-type: none">・「やりたい仕事を見つけやすい」、「適切な収入を得るための機会がある」
5. 達成しうる目標の成果 (KGI)	<p>(第3次名護市観光振興基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none">・観光客の満足度向上、観光消費額増加、市民の観光に対する好ましさ向上、市内観光事業者の雇用者数増加

4. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

第3次名護市観光振興基本計画策定に伴い、令和5年度に観光客、市民、事業者を対象としたアンケート調査、事例調査等を行い、各課題を抽出し、本市観光の方向性を以下のとおり示しております。

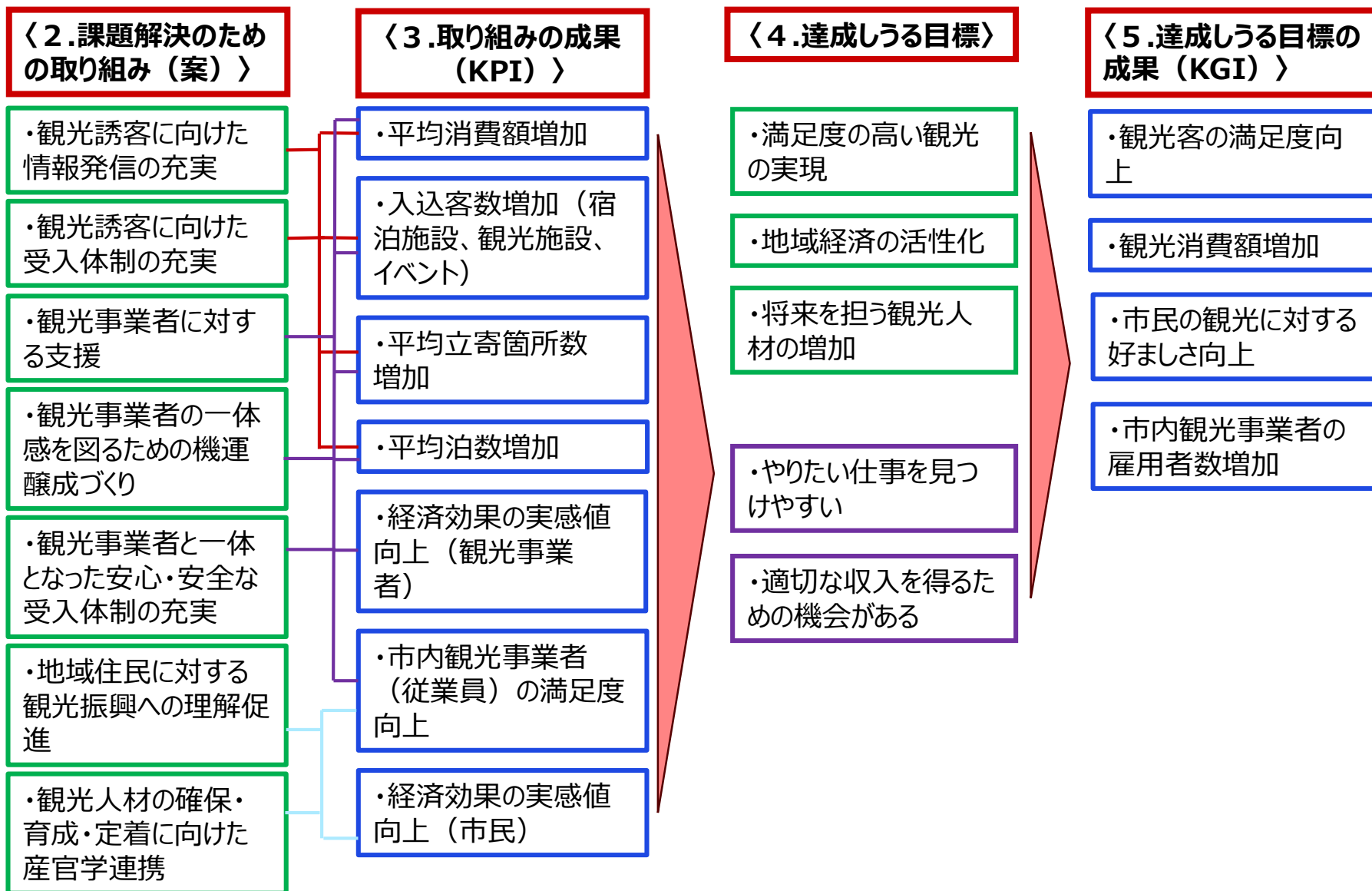
<イメージ図 1>



※第3次名護市観光振興基本計画より抜粋

4. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

<イメージ図2>



5. 名護市宿泊税制度設計

項目	具体的内容
税の名称	宿泊税
税導入の目的	名護市は、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
想定される収税の用途	<ol style="list-style-type: none"> (1) 観光誘客に向けた情報発信の充実 (2) 観光誘客に向けた受入体制の充実 (3) 観光事業者に対する支援 (4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり (5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実 (6) 地域住民に対する観光振興への理解促進 (7) 観光人材の確保・育成・定着に向けた産官学連携 (8) 徴税コスト
課税客体	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊
納税義務者	名護市内の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収の便宜を有する者による特別徴収
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらを引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊 ・学生等又はこれらを引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会（教育活動又はこれに類するものに限る。）に参加するために宿泊する場合（規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
税率	定率2%（ただし、税額2,000円を上限とする。） ※県と併せて宿泊税を課するため、市税1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする）、県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
収税規模試算	約3.6億円（市税）※約2.4億円（県税）、合計 約6億円（市税、県税）

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

目的

名護市は、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

使途の基本的な考え ※3つの要件に該当すること

- ・名護市観光振興基本計画の取り組みテーマに基づいた取り組みへの充当。
- ・観光産業の発展に関する、新たな取り組みや拡充する取り組み、中長期的に実施する必要がある取り組みへの充当。
- ・納税者に利益が還元される取り組みへの充当。

留意事項

- ・令和8年度に、使途事業の内容、税収の充当額（配分）、事業の優先順位等を検討する。

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

想定される税収の使途として、使途の基本的な考え方である、「名護市観光振興基本計画の取り組みテーマに基づいた取り組み」として、第3次名護市観光振興基本計画で示している取り組みテーマを記載しております。

想定される税収の使途 ※第3次名護市観光振興基本計画の取り組みテーマを基に記載	(1) 観光誘客に向けた情報発信の充実
	(2) 観光誘客に向けた受入体制の充実
	(3) 観光事業者に対する支援
	(4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり
	(5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実
	(6) 地域住民に対する観光振興への理解促進
	(7) 観光人材の確保・育成・定着
想定される税収の使途	(8) 徴税コスト

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目 <small>※第3次名護市観光振興基本計画の取り組みテーマを基に記載</small>	使途内容（案）例 <small>※第3次名護市観光振興基本計画の取り組み内容およびアクションプランの内容を参考に記載</small>
(1) 観光誘客に向けた情報発信の充実	①名護ならではのツーリズムの醸成・推進 ②各種チャネルの活用および他機関と連携したプロモーション活動の実施 等
(2) 観光誘客に向けた受入体制の充実	①観光客の利便性向上を図るインフラの整備 ②スポーツコンベンションの推進 等
(3) 観光事業者に対する支援	①戦略的マーケティングの実施に向けた環境構築および有益情報の提供 ②観光コンテンツの充実・開発・支援 等
(4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり	①選ばれ続ける観光都市「OKINAWA NAGO」としての地域ブランドの確立・推進 等
(5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実	①持続可能な観光地としてのオーバーツーリズム対策および観光危機管理体制の構築 等
(6) 地域住民に対する観光振興への理解促進	①地域住民に対してリーディング産業の確立に向けた認知定着を図るための情報発信 ②地域住民に対して観光事業者・観光コンテンツの利用促進に向けた情報発信 等
(7) 観光人材の確保・育成・定着	①観光産業の国内外の人材獲得に向けた誘致・採用活動の実施 ②観光産業を支える観光人材の育成・強化活動の実施 等
使途項目	使途内容（案）例
(8) 徴税コスト	①税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費 等 ※沖縄県及び先行導入する5市町村（本部町、恩納村、北谷町、石垣市、宮古島市※順不同）の動向を踏まえ検討いたします。

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(1) 観光誘客に向けた情報発信の充実
使途内容（案）例	①名護ならではのツーリズムの醸成・推進
具体的な使途内容（案）例	ア) 海や山、川等の自然や豊かな食文化、豊年祭といった伝統文化等を生かしたツーリズムの醸成・推進 等
使途内容（案）例	②各種チャネルの活用および他機関と連携したプロモーション活動の実施
具体的な使途内容（案）例	ア) 名護市観光協会公式ホームページ「なごむん」を活用し、名護市の魅力や旅に役立つ情報等の発信 イ) SNS、ラジオ等のチャネルを活用したプロモーションの実施 ウ) 情報発信ツールの見直し、改善（機能強化）における調査の実施 等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(2) 観光誘客に向けた受入体制の充実
使途内容（案）例	①観光客の利便性向上を図るインフラの整備
具体的な使途内容（案）例	ア) 多言語化の整備（多言語看板の設置や、サイトの多言語化等） イ) 交通渋滞緩和に向けた二次交通対策（パークアンドライド、混雑状況の可視化、宿泊者向けの周遊バス運行等） ウ) 街路環境保全美化整備 エ) 公衆トイレの整備・維持管理 オ) 観光事業者の業務効率改善として、DX化（キャッシュレス決済、チェックインの自動化等） カ) 観光協会の組織強化 キ) 市街地の活性化等のまちづくり ク) 宿泊者の救急搬送サービス 等
使途内容（案）例	②スポーツコンベンションの推進
具体的な使途内容（案）例	ア) スポーツキャンプ等における受け入れ体制の充実 等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(3) 観光事業者に対する支援
使途内容（案）例	①戦略的マーケティングの実施に向けた環境構築および有益情報の提供
具体的な使途内容（案）例	ア) オープンデータ、人流データ等の利活用に向けた事業者専用ページの構築（見直し）、登録・活用促進 イ) オープンデータ、人流データ、なごむん等から得たデータを活用し、経済性、将来性に基づいたターゲットセグメントの再設定と戦略的マーケティングへの反映・活用促進 ウ) 戦略的マーケティングを活用した各種プロモーションの連携 等
使途内容（案）例	②観光コンテンツの充実・開発・支援
具体的な使途内容（案）例	ア) 既存のコンテンツ（イベント等）の拡充、改善対応 イ) 新規のコンテンツ（雨天時のコンテンツ、ナイトコンテンツ等）開発や開発に伴う支援 等

使途項目	(4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり
使途内容（案）例	①選ばれ続ける観光都市「OKINAWA NAGO」としての地域ブランドの確立・推進 等
具体的な使途内容（案）例	ア) 地域ブランドのブランディング計画およびガイドラインの策定・実行（ブランディングを図るターゲットの設定、ブランドアイデンティティの整理や発信方法の検討など）等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実
使途内容（案）例	①持続可能な観光地としてのオーバーツーリズム対策および観光危機管理体制の構築
具体的な使途内容（案）例	ア) 観光地の負荷軽減に対する取り組み（交通渋滞、ゴミ問題、騒音トラブル等） イ) 観光危機管理マニュアルの策定・実行 ウ) ユニバーサルツーリズム（年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して楽しめる旅行）における取り組み 等

使途項目	(6) 地域住民に対する観光振興への理解促進
使途内容（案）例	①地域住民に対してリーディング産業の確立に向けた認知定着を図るための情報発信 ②地域住民に対して観光事業者・観光コンテンツの利用促進に向けた情報発信
具体的な使途内容（案）例	ア) 観光産業がもたらす経済波及効果（観光消費額）等の情報発信 イ) 市民のひろば、SNS、ラジオ等のチャネルを活用したプロモーションの実施 ウ) 市内におけるプロモーション活動の実施 等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(7) 観光人材の確保・育成・定着
使途内容（案）例	①観光産業の国内外の人材獲得に向けた誘致・採用活動の実施
具体的な使途内容（案）例	ア) 観光事業者や高等教育機関等と連携した、就職説明会の開催 イ) 他機関が実施する採用活動セミナー等への参加促進 等
使途内容（案）例	②観光産業を支える観光人材の育成・強化活動の実施
具体的な使途内容（案）例	ア) 高等教育機関等と連携した課外授業の実施 イ) 高等教育機関等と連携した、イベントでのインバウンド対応、観光コンテンツ開発やプロモーション等の実施 ウ) 観光デジタル人材育成セミナー、情報発信に関するセミナー等の実施 エ) 地域ガイドの育成 オ) 観光に関する学習教材本や観光の魅力を掲載したパンフレットの発行配布等
使途項目	(8) 徴税コスト
使途内容（案）例	①税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費 等
具体的な使途内容（案）例	※具体的な内容については、県や先行導入する5市町村の動向を踏まえ検討いたします。

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税使途のプロセスイメージ〉

令和
9年度

①庁内関係課、（公財）名護市観光協会等へ宿泊税を充当する事業の照会

②提出された事業計画書等を基に、関係機関へヒアリング

③使途事業検討の場として、（仮称）名護市宿泊税使途検討庁内委員会へ意見を伺う

④使途事業検討の場として、（仮称）名護市宿泊税使途検討懇話会へ意見を伺う

⑤予算案を作成し、庁内関係課との調整

⑥庁議に諮る

⑦議会へ関係予算上程・議決

令和
10年度

⑧宿泊税充当事業の実施

⑨事業の進捗確認

⑩事業終了後に提出された報告書等の確認

令和
11年度

⑪評価検証、各事業内容を市ホームページ等にて可視化

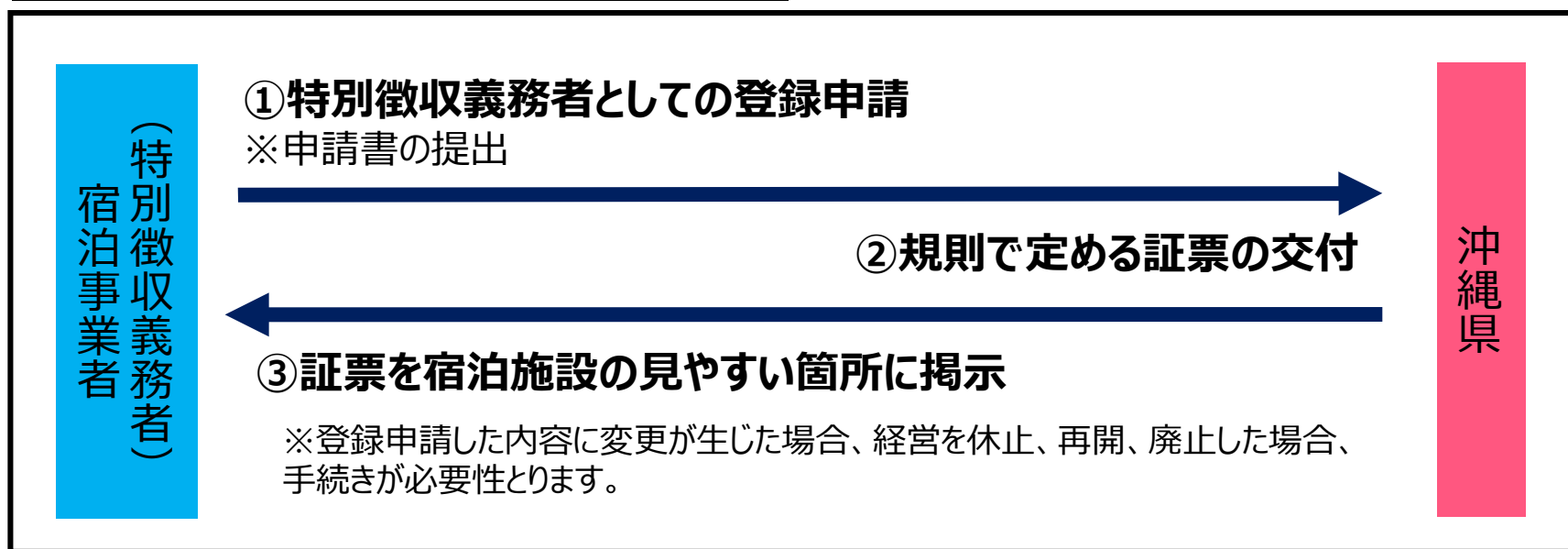
※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

7. 宿泊事業者様に行っていたこと（案）

現在、沖縄県は、令和8年度内の宿泊税導入を目指しており、名護市は令和9年5月頃の導入になると見込んでおります。

宿泊事業者様は、先に、沖縄県へ宿泊税に関する手続きを行う必要があります。その後、名護市が宿泊税を導入する際には、再度、本市への手続きが必要になると考えております。

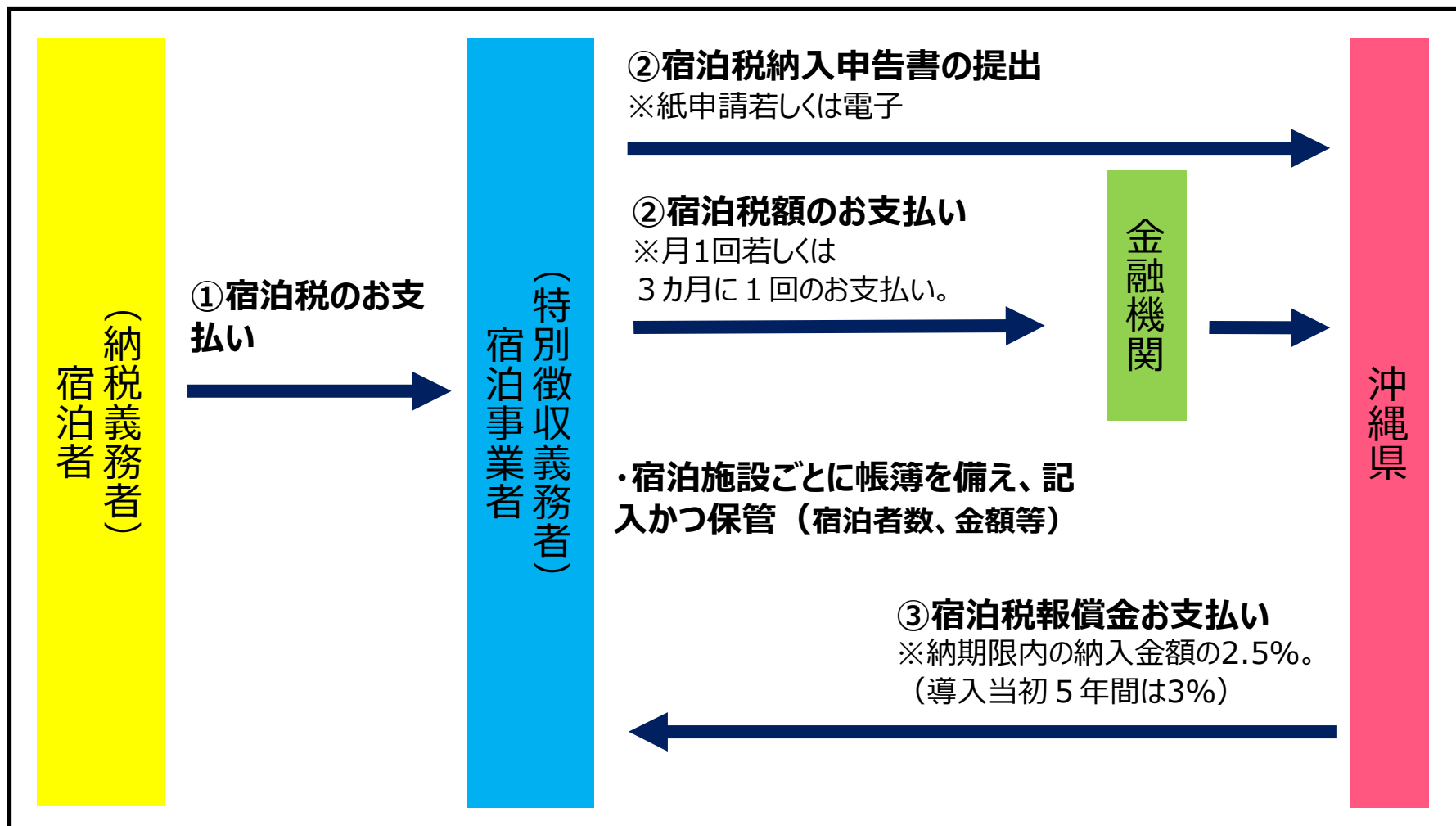
〈宿泊税導入前の手続きイメージ図（案）〉



※名護市が宿泊税を導入する際は、申請先が「沖縄県」から「名護市」に変更となります。

7. 宿泊事業者様に行っていたこと（案）

〈宿泊税導入後の手続きイメージ図（案）〉



※名護市が宿泊税を導入する際は、申請先が「沖縄県」から「名護市」に変更となります。

8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
1	・旅行会社、OTA経由の場合の予約ゲストの宿泊税徴収方法	・宿泊税の徴収方法は、①現地払いとして、精算時に宿泊料金と宿泊税と一緒に徴収するケース、②事前決済として、予約時（旅行会社やOTA）に宿泊料金と宿泊税を徴収するケース、③宿泊料は事前決済（旅行会社やOTA）だが宿泊税は現地で徴収するケースの3パターンあると考えております。徴収する際は、宿泊事業者様が徴収しやすい方法で徴収することとなります。
2	・宿泊税導入での業務負担想定	・宿泊事業者様には、宿泊税導入前にシステムの改修、特別徴収義務者としての登録申請手続き、交付された証票を宿泊施設の見やすい箇所に掲示する等の作業が発生いたします。また、本税導入後は、月1回若しくは3カ月に1回の頻度で、納入申告書の提出及び宿泊税の納入や宿泊施設ごとに帳簿を備え、記入しかつ保管する作業が発生すると見込んでおります。本市として、宿泊税導入にあたり宿泊事業者様の負担を軽減できるよう、沖縄県や他市町村とも協議しながら、必要に応じて検討、対応してまいりたいと考えております。

8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
3	<p>・システム改修費用補助及び改修や打ち合わせサポートはあるか。</p>	<p>・今後、沖縄県によるシステム改修費用の補助や宿泊事業者様を対象とした説明会を行うと伺っております。詳細につきましては、沖縄県よりアナウンスする予定となります。</p>
4	<p>・開催時期（予定でも構いません）</p>	<p>（宿泊税導入時期）</p> <p>・宿泊税の導入時期につきまして、沖縄県は令和8年度内の導入を目指しており、本市は令和9年5月の導入を見込んでおります。</p> <p>（説明会・システム改修時期）</p> <p>・沖縄県による宿泊事業者様を対象とした説明会・システム改修支援は、総務大臣同意後（令和8年2月以降）に行う予定と伺っております。</p>
5	<p>・対象者（修学旅行などとするのか）</p>	<p>・課税の対象者は、名護市内の宿泊施設における宿泊者となります。しかし、本資料の11ページ（名護市宿泊税制度設計）でお示ししているとおり、教育活動に該当する修学旅行や公益財団法人日本中学校体育連盟等の団体が主催する大会に参加する学生等は課税の対象外となります。</p> <p>※学校の校長等が宿泊施設に対し、その旨を証明する場合には限りません。</p>

8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
6	<p>①宿泊税は何に使われるか？</p> <p>②また使い道はだれが決めるのか？</p> <p>③宿泊者より宿泊施設が税金を回収するので宿泊事業者の意見がとりいられるのか？</p>	<p>①宿泊税は、使途の基本的な考え方に基づき、観光産業の発展に関する施策に活用いたします。（本資料の12ページ～19ページ参照）</p> <p>②本資料の20ページにお示しているとおり、毎年度、使途検討懇話会等の開催や議会等において、検討し決定することとなります。</p> <p>③毎年度、外部有識者で構成する使途検討懇話会を開催いたします。本会の委員に、宿泊事業者様の関係者を委員として委嘱するため、その他、意見徴収方法につきましては、沖縄県や他自治体の実施方法等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。</p>
7	<p>（制度について）</p> <p>①名護市宿泊税の税率や上限額は、沖縄県宿泊税とどのように併用されますか？</p> <p>②県と擦り合わせている内容があれば教えてください。</p> <p>③課税対象に「コンドミニアム」や「長期滞在」は含まれますか？（例えば30泊以上の滞在など）</p>	<p>①宿泊事業者様が徴収する宿泊税率は2%（市1.2%+県0.8%）、上限額は2,000円（市1,200円+県800円）となります。</p> <p>②沖縄県とは、定期的に本税導入に係る進捗状況を確認しながら協議しております。今後、宿泊事業者様へ共有できる情報等ございましたら、市からもお知らせさせていただきます。</p> <p>③課税対象につきまして、本資料の11ページ（名護市宿泊税制度設計 課税客体）でお示している施設が対象となります。コンドミニアムや長期滞在等の場合でも、旅館業法や住宅宿泊事業法に該当する場合は課税の対象となります。</p>

8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
8	<p>（運営への影響に関する質問）</p> <p>①宿泊税の徴収・納付は、既存の予約サイト（OTA）や決済システムと連携できますか？</p> <p>②名護市とOTA側とで何らかお打ち合わせなどされているのでしょうか？</p> <p>③名護市独自の申告・納付方法は、県と同じシステムを使うのか、別途導入が必要なのか？</p> <p>④宿泊税の徴収に関するトラブル（未払いなど）が発生した場合、事業者の責任範囲は？たとえば、宿泊者へ支払をお願いしたところ、現金を持っていない、宿泊税が掛かるという事を予約時には知らなかったから納得いかない、など。宿側からしますと、税の目的はわかりながら、その徴収に失敗しない可能性はゼロではないと考えます。また、お断りされたお客様に、更に押してご請求するという事も、状況次第では中々難しいという事もあると思います。「回収できなかったが、“回収したということにして”宿側がその分の宿泊税を負担して納税してしまう」という可能性もあるかと思いますが、そういったケースを想定しているかどうかを教えてください。また、想定している場合は、どういう対策を検討しているか教えてください。もしくは、想定していない場合は、今後そういった声に対してどのように対応されるのか教えてください。</p>	<p>①宿泊税の導入に向けて、沖縄県にてシステム改修費を支援すると伺っております。（ただし、宿泊税の導入に伴い必要な機能の改修分のみを支援） 宿泊税の申告納入につきましては、沖縄県より、紙媒体での納入申告書による提出・納入書により金融機関での納付やeLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告・電子納付にて対応することを想定しているとお伺いしております。</p> <p>②本市とOTA側で、打ち合わせ等は行っておりません。</p> <p>③名護市が独自に導入した場合の申告や納付方法は、県と同様に実施することを想定しておりますが、詳細につきましては、今後、規則等を定めていく中で沖縄県や先行する5市町村と検討し、対応してまいります。</p> <p>④地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、自治体に納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。（地方税法第733条の15第3項）特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められておりますので、宿泊税担当部局にご相談等いただきながらの対応となります。（地方税法第733条の15第4項） このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、県、本市としましても、広報により周知を行ってまいります。 宿泊事業者様におかれましても、宿泊者に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。</p>

8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
9	<p>（準備の具体性に関する質問）</p> <p>① 宿泊税導入に向けて、事業者が今から準備すべきことは何ですか？</p> <p>② 名護市から提供されるサポート（説明資料、システム補助金など）はありますか？</p> <p>③ 導入後の監査や報告義務はどの程度の頻度で行われますか？</p>	<p>① 宿泊税導入前に宿泊事業者様には、本資料21ページでお示している、特別徴収義務者としての登録申請、その後、該当する宿泊施設に証票を交付するため、本証票を宿泊施設の見やすい箇所に掲示する等の準備が必要となります。また、沖縄県にてシステム改修費を支援すると伺っております。（ただし、宿泊税の導入に伴い必要な機能の改修分のみを支援）その後、本格的な申請手続き等の準備が開始されると見込んでおります。</p> <p>今後、本市は本税を独自導入するため、名護市宿泊税条例を議会へ上程し、可決後に総務大臣協議を開始いたします。同意を得られた後、本市としても本格的に本税導入に向け、宿泊事業者様を対象とした、申請手続き等に関する説明会を実施する予定でございます。</p> <p>② 宿泊税導入前のサポートとして、①でお示しているとおり、先に、沖縄県によるサポートが開始されます。その後、市独自としてのサポートが必要な場合、検討することとなります。</p> <p>宿泊税導入後のサポートとして、納期限内の納入金額の2.5%（導入当初5年間は3%）の報償金（年1回まとめて年度分を支払う）をお支払いすることになります。</p> <p>③（申告）</p> <p>宿泊税導入後、月1回若しくは3カ月に1回の頻度で、沖縄県に対し（名護市が導入した後は、名護市に対し）、納入申告書の提出及び納入金を納入する必要がございます。</p> <p>（税務調査）</p> <p>宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、県（市）職員が必要に応じて調査を行う場合がございます。</p>

8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
10	<p>（説明会について）</p> <p>①資料だけではなく、説明会の模様を、動画などで見返したりする必要があると考えます。動画アーカイブなどの共有の予定はありますか？（YouTube等でURL既知者のみでの限定公開、など）</p> <p>②制度の内容やガイドライン策定等にあたり今後様々な議論がなされるものと思います。第二回、第三回、と説明会を開いていただきたいです。今後の展望についてお聞かせください。</p>	<p>①説明会に関する動画の共有等につきましては、沖縄県や他市町村の方法も確認しながら、検討してまいります。</p> <p>②沖縄県による宿泊事業者様を対象とした説明会もございますが、本市主催の説明会開催も、継続的、段階的に実施する予定でございます。</p>
11	<p>①宿泊税に関する法律はどこから調べることができますか？</p> <p>②どこの管轄でこういった法律がもとなっているのか教えてもらえると助かります。</p>	<p>①宿泊税導入に関する法律は、地方税法（第731条～第733条）で確認することができます。また、自治体が宿泊税を導入する場合、条例を定める必要があり、今後、名護市宿泊税条例を議会へ上程し、本条例可決後、総務大臣協議を行い同意を得る必要がございます。同意を得た後、本条例を公布する予定でございます。</p> <p>②宿泊税条例においては、地方税法が基となり、管轄は総務省となります。</p>

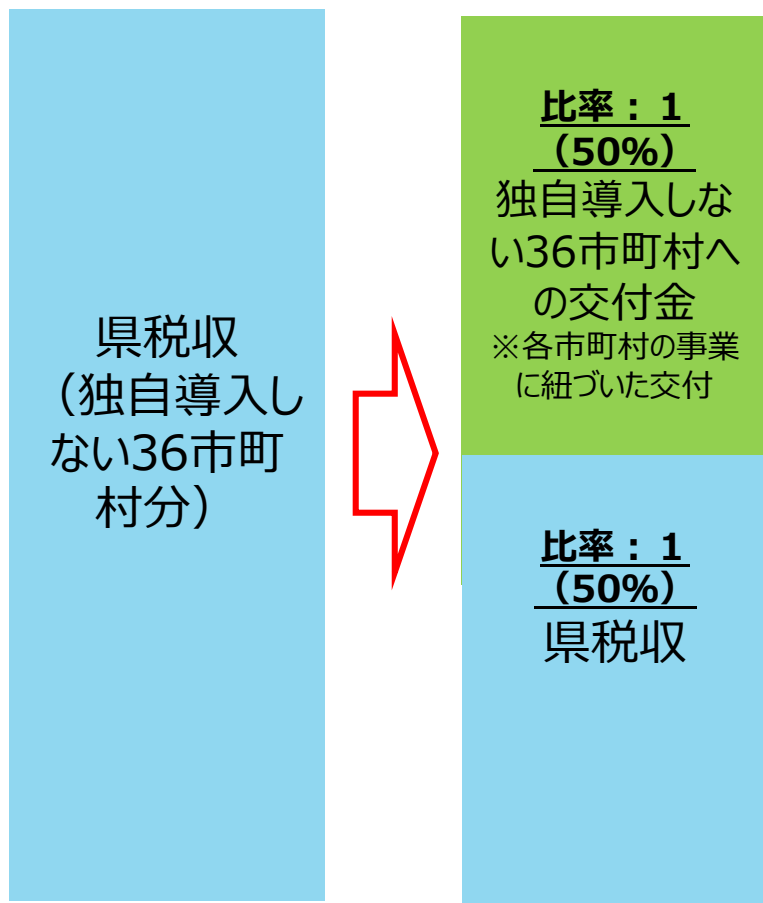
8. 宿泊税に関するQ&A（事前にいただいた質問に対する回答）

No	質問	回答
12	<p>①ホテルや旅館においての各予約システム会社でのシステム構築の流れ（各ホテルでの依頼が必要なのかどうか。補助についての情報もあれば）</p> <p>②定率2%上限有端数切捨て切り上げありなど細かい設定があるが、この辺りを系統的に可能かどうかなどのヒアリングは行っているのかどうか。</p> <p>③事務的作業の増加やシステムの改修による負担のフォローはどこまであるのか？</p>	<p>①宿泊税の導入に向けて、沖縄県にてシステム改修費を支援すると伺っております。（ただし、宿泊税の導入に伴い必要な機能の改修分のみを支援）</p> <p>②素泊り料金（課税標準額）の端数については、千円未満切り捨てとなります。 本市として、宿泊事業者様に対しシステム関連のヒアリングは実施しておりません。①の回答と重複しますが、沖縄県にてシステム改修費を支援すると伺っております。（ただし、宿泊税の導入に伴い必要な機能の改修分のみを支援）</p> <p>③No. 9 ②の回答と重複しますが、宿泊税の導入に向けて、沖縄県にてシステム改修費を支援すると伺っております。（ただし、宿泊税の導入に伴い必要な機能の改修分のみを支援）先に沖縄県によるサポートが開始されますので、その後、市独自としてのサポートが必要な場合、検討することとなります。 宿泊税導入後のサポートとして、納期限内の納入金額の2.5%（導入当初5年間は3%）の報償金（年1回まとめて年度分を支払う）をお支払いすることになります。</p>

【参考資料】 1. 沖縄県と市町村の宿泊税配分割合

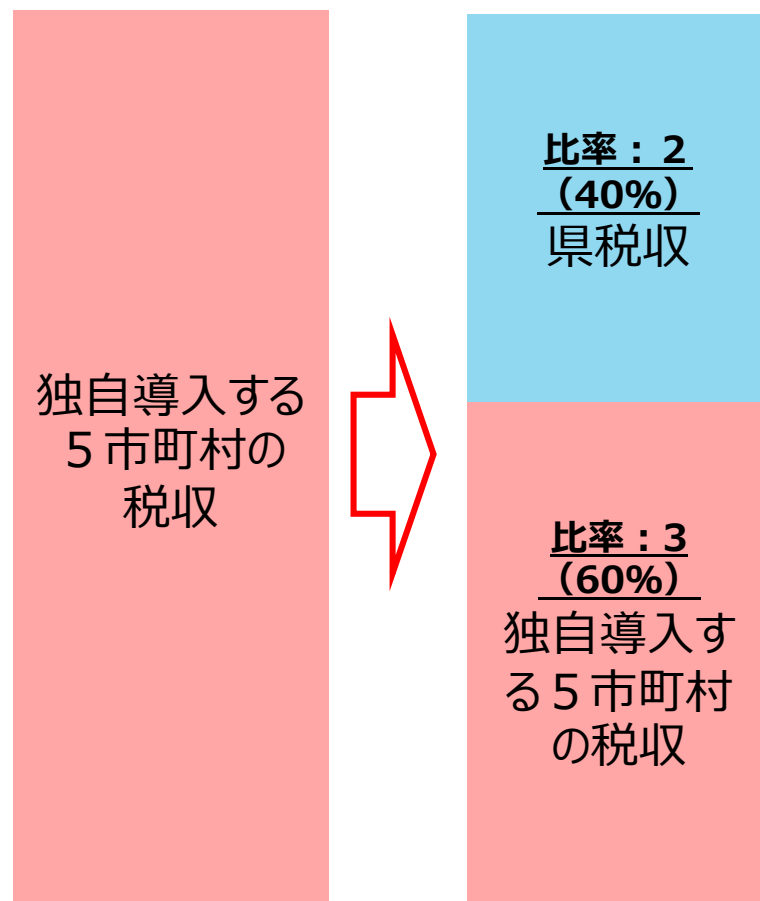
〈沖縄県と独自導入しない36市町村の配分イメージ〉

○比率（1：1）



〈沖縄県と独自導入する5市町村の配分イメージ〉

○比率（2：3）



【参考資料】 2. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）

＜令和7年度＞

月	取り組み内容
8月～2月	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税導入検討庁内委員会（3～4回予定）・名護市宿泊税導入検討懇話会（3～4回予定）
9月～1月	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（案）作成・検察庁協議
12月～1月	<ul style="list-style-type: none">・宿泊税導入に係るパブリックコメントの実施・宿泊事業者を対象とした説明会の開催
3月 (222回定例会)	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（案） 議会上程
議会可決後	<ul style="list-style-type: none">・総務大臣協議開始

※当該スケジュール（案）について、沖縄県や他市町村の動向を注視しながら進めるため、変更になる可能性がございます。

【参考資料】 2. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）

＜令和8年度～令和9年度＞

年月	取り組み内容
令和8年 4月～6月	・総務大臣協議・同意期間（約3カ月程度）
令和8年7月～ 令和9年4月 （総務大臣同意後）	・市内（市民）、観光客、宿泊事業者、関係機関等への周知期間 ・周知に係る広報物作成・配布
令和8年7月～ 令和9年4月	（特別徴収義務者関連） ・特別徴収義務者登録申請 ・徴収に係るマニュアル作成 ・特別徴収義務者を対象とした説明会の開催
令和8年7月～ 令和9年4月	・（仮称）名護市宿泊税条例施行規則の制定 ・（仮称）宿泊税使途要綱等の制定 ・（仮称）名護市宿泊税導入庁内委員会の開催 ・（仮称）名護市宿泊税導入外部懇話会の開催
令和8年9月 （224回定例会）	・（仮称）名護市宿泊税基金条例（案） 議会上程

※当該スケジュール（案）について、沖縄県や他市町村の動向を注視しながら進めるため、変更になる可能性があります。

【参考資料】 2. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）

＜令和9年度～＞

年月	取り組み内容
令和9年5月～	・名護市宿泊税徴収開始・運用
令和9年5月～ 令和9年6月	・庁内関係課、（公財）名護市観光協会等へ宿泊税を充当する事業の照会
令和9年7月	・宿泊税を充当する事業に関する関係機関へのヒアリング
令和9年8月～ 令和9年10月	・（仮称）名護市宿泊税使途検討庁内委員会及び（仮称）名護市宿泊税使途検討懇話会にて、宿泊税を活用し実施する事業について意見を伺う
令和9年11月～	・予算案を作成し、庁内関係課との調整 ・庁議に諮る ・関係予算上程・議決
令和10年4月～	・宿泊税を充当する事業に関する関係機関との申請手続き ・事業の実施、進捗管理 ・実績報告手続き、評価検証、各事業内容を市ホームページ等にて可視化 等

※当該スケジュール（案）について、沖縄県や他市町村の動向を注視しながら進めるため、変更になる可能性がございます。

ご清聴ありがとうございました。

宿泊税に関するご意見等ございましたら、以下までお問い合わせください。

名護市 地域経済部 観光課 観光計画係
メールアドレス：kankou@city.nago.lg.jp